秘密保持契約書

別添

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）と御社名（以下「●●」という。）とは、ALOS-3後継ミッションに係るコンセプト共創機会（AO）を通じて行う「ALOS-3後継ミッションに係る事業アイデアの提案及びそれに基づく対話」（以下「本目的」という。）に当たり、JAXA及び●●の間で提供、開示される秘密情報の取扱いについて、次のとおり契約を締結する。

（秘密情報の定義）

第１条　本契約において「秘密情報」とは、JAXA及び●●が本目的のために、相互に提供、開示する情報であって、提供、開示に際して秘密である箇所を特定し、秘密であることを明示した情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、相手方に開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後３０日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、相手方に送付するものとする。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

（１）相手方から知得する以前に既に公知であるもの。

（２）相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

（３）相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

（５）相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

（６）相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

（７）裁判所命令又は法令によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

（守秘義務）

第２条　JAXA及び●●は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、相手方から提供、開示された秘密情報を本目的以外に使用してはならない。

２　JAXA及び●●は、相手方から知り得た秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、知る必要のある者以外に漏洩し又は提供、開示してはならない。

３　JAXA及び●●は、相手方から知り得た秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、これを第三者（自己の委託及び再委託先等を含む。以下同じ。）に提供、開示してはならない。

４　JAXA及び●●は、前項の規定により相手方の書面による事前の承諾を得て秘密情報を第三者に提供、開示する場合には、本契約において自らが負うものと同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者による本契約内容の違反は、当該第三者に秘密情報を提供、開示したJAXA又は●●の本契約の違反を構成するものとする。

（秘密情報の管理）

第３条　JAXA及び●●は、相手方から提供、開示された秘密情報を漏洩することのないよう、善良な管理者の注意をもって管理し、取扱わなければならない。

（非保証）

第４条　JAXA及び●●は、開示した秘密情報に瑕疵があった場合でも、相手方に対し、一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（複製の制限）

第５条　JAXA及び●●は、相手方の秘密情報を複製（電子データを紙に印刷したものを含む。以下同じ。）した場合、複製物についても相手方の秘密情報と同様に取扱わなければならない。

（違反時の措置）

第６条　JAXA及び●●は、相手方が本契約に定める義務に違反したと認められる場合には、違反の是正を求めることができる。是正を求められた場合は速やかに是正のための措置を取るものとする。

（事故発生時の措置）

第７条　JAXA及び●●は、秘密の漏洩、紛失、破壊等の事故が発生し、又はこれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を取るとともに、速やかに相手方にその詳細を報告し、相手方の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第８条　JAXA及び●●は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、現実に発生した直接の損害について相手方に対し損害の賠償及び漏洩の拡大を防止するために損害を被った当事者が必要と認める措置を請求することができる。

（解除）

第９条　JAXA及び●●は、協議のうえ事前に書面にて相手方へ通知することにより、本契約を解除することができる。

（契約終了後の処置）

第１０条　JAXA及び●●は、本契約の有効期間が満了した場合又は前条により本契約が解除された場合、相手方から書面による要求があった秘密情報については、相手方に返却又は相手方の指示に従い破棄するものとし、その複製物も保有してはならない。

（有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、契約満了前にJAXA及び●●が協議のうえ延長することができるものとする。

（協議事項）

第１２条　JAXA及び●●は、本契約の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、相互に誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、JAXA及び●●が記名押印のうえ各１通を保管する。

2021年　月　日

|  |  |
| --- | --- |
| JAXA | 茨城県つくば市千現二丁目１番地１ |
| 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 |
| 第一宇宙技術部門事業推進部長 佐藤 寿晃 |
|  | |
| ●● | ご住所 |
| 御社名 |
| お役職 ご氏名 |
|  |